

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	東北特殊鋼株式会社
【英訳名】	Tohoku Steel Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成瀬 真司
【本店の所在の場所】	仙台市太白区長町七丁目20番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23
【電話番号】	(0224) 82 1010(代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 高橋 隆行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 東京営業所 (東京都中央区日本橋本町二丁目3番4号 江戸ビル) 名古屋営業所 (名古屋市中区栄三丁目8番8号 名古屋平和ビル) (注)東京営業所、名古屋営業所は金融商品取引法の規定する備付場所ではありませんが、株主の便宜のため臨時報告書の写しを備えるものであります。

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第123期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額 97,876,077円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設する。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設する。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

成瀬真司、江幡貴司、山本博行、板橋弘昭、牛込進を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

関公彦を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

佐野弘幸を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	68,915	1,896	-	(注)1	可決 97.32
第2号議案	70,767	44	-	(注)2	可決 99.93
第3号議案					
成瀬 真司	53,088	17,723	-	(注)3	可決 74.97
江幡 貴司	66,637	4,174	-	(注)3	可決 94.10
山本 博行	66,637	4,174	-	(注)3	可決 94.10
板橋 弘昭	66,637	4,174	-	(注)3	可決 94.10
牛込 進	65,185	5,626	-	(注)3	可決 92.05
第4号議案	53,559	17,252	-	(注)3	可決 75.63
第5号議案	53,559	17,252	-	(注)3	可決 75.63

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上